

木質災害廃棄物処理の概要

2020年2月26日



一般社団法人

日本木質バイオマスエネルギー協会

自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障への対処するため、市区町村等がその処理を実施するもの
(環境省「災害廃棄物対策指針(改訂版)」)



散乱ごみ

災害時の状態のまま、散乱しているごみ



片付けごみ

災害時に発生した家財等のごみを集積したごみ



解体ごみ

災害によって、家屋等の解体をする際に発生するごみ



災害廃棄物の処理責任は、原則市区町村等が行う

➤ 「廃棄物」とは

「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。」

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法第二条））

➤ 「産業廃棄物」とは

◆ 次に掲げる廃棄物

①事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

②輸入された廃棄物

◆ 事業者処理責任

◆ 産業廃棄物業の許可は都道府県

➤ 「一般廃棄物」とは

◆ 産業廃棄物以外の廃棄物 ⇒ なので、**災害廃棄物は一般廃棄物**に分類される

◆ 家庭形一般廃棄物 → 市区町村に処理責任

◆ 事業系一般廃棄物 → 事業者処理責任

◆ 一般廃棄物業の許可は市区町村

流木・倒木



丸太、枝条、根株、土砂混合木くず 他

→発生場所によって、処理主体が異なるため、事前の調整が必要

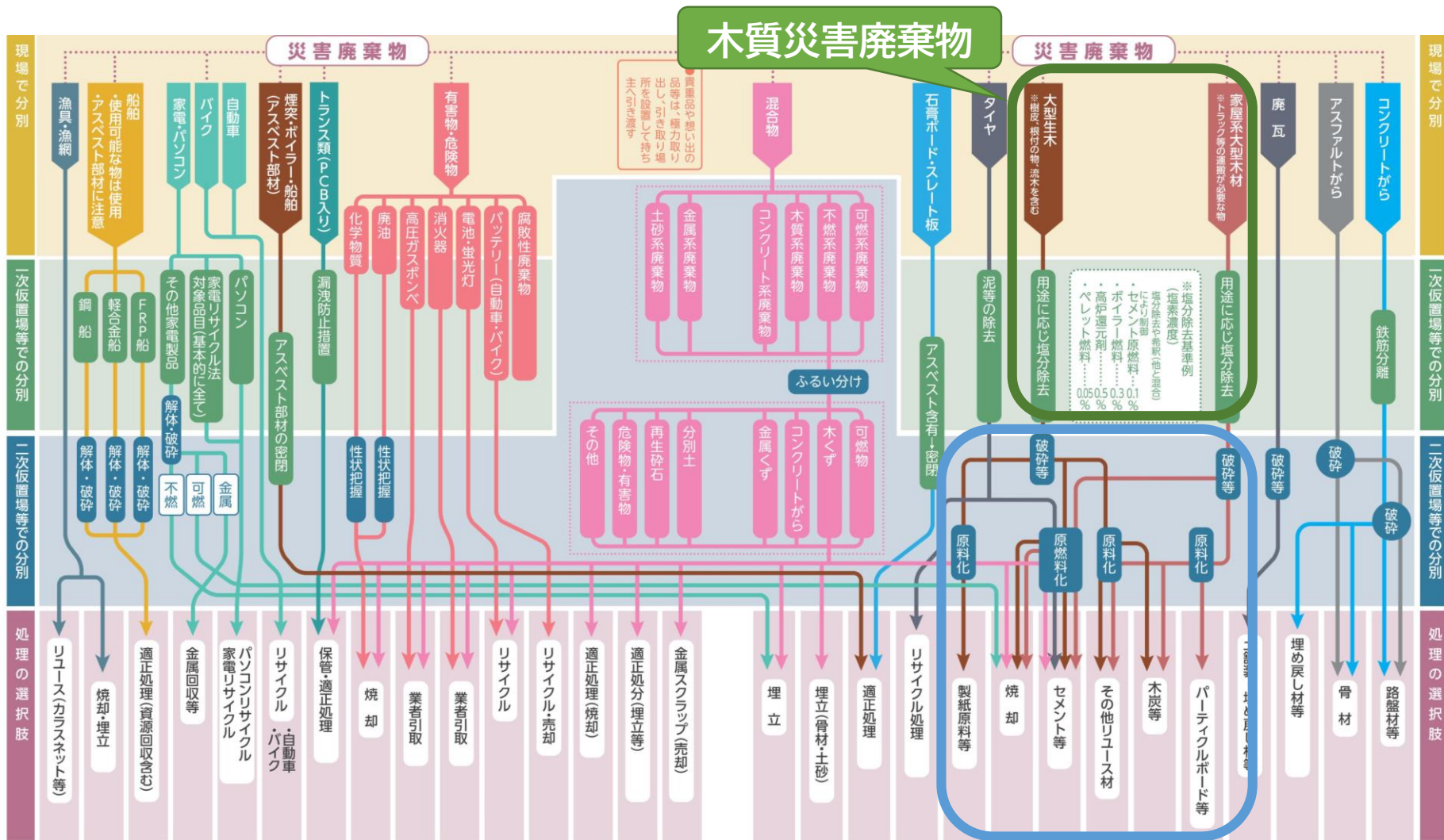
廃家財・解体ごみ



板、床材、壁材、柱角材 他

→被災自治体の環境部局が、環境省の災害廃棄物処理事業費補助金を活用して処理処分

災害廃棄物の処理例



(出典)環境省 災害発生時における廃棄物処理の注意点

木質災害廃棄物の処理・利用例

災害廃棄物の処理の流れ



被災現地

一次仮置場

二次仮置場

処理・処分



➤ 「仮置場」とは

処理前に、災害廃棄物等を一定期間、分別・仮置きしておく場所。

➤ 仮置場の種類

一次仮置場



生活環境に発生した災害廃棄物を集め、一時的に保管する場所。粗選別も行う。

二次仮置場



再(生)利用先や処分先の受入れ要件を満たす中間処理を行う仮置場。

➡ 流木・倒木、解体ごみ等の木質災害廃棄物は、専用の仮置場が設置されるケースが多い。

※自治体が管理できていない集積場所は「仮置場」とは呼ばない